

第148回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時	2024年6月18日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
場所	東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役11名選任の件

横河電機株式会社

証券コード:6841



招集ご通知がスマホでも!

本招集ご通知は、パソコン・スマートフォン等でも
主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6841/>

Yokogawa's Purpose

測る力とつなぐ力で、 地球の未来に責任を果たす。

「測る」は、YOKOGAWAの原点であり起点です。ものごとを測り、今ある状態をとらえ、見通し、そこから導き出される情報に価値を見出してきました。

また「つなぐ」は、YOKOGAWAが価値ある情報を結び付けるだけでなく、さまざまな産業におけるお客様との信頼関係を築き、企業と企業、産業と産業の結束点となって、さらに価値を共鳴させていくことを意味しています。

「測る力とつなぐ力」はYOKOGAWAが決して失うことのないコアコンピタンスです。その力を今日の社会課題の解決に生かし、人と地球が共生する未来をかなえたい、そうした思いを「地球の未来に責任を果たす」というコミットメントに込めました。

Vision statement

YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を 創造し、社会課題の解決をリードしていきます。

YOKOGAWAが実現する操業の自律化は、生産性向上、リスクの回避、人の負荷低減や安全の確保に貢献します。それは、組織や企業、産業を超える範囲で進められていきます。

YOKOGAWAが実現すべき産業界や社会の姿は、それぞれが自律しながらも連携した、共生型の産業界であり社会です。

それを実現し、持続的な価値を生み出していくことによって、YOKOGAWAは社会が抱える課題の解決に率先して取り組んでいきます。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃よりご支援いただき厚くお礼申し上げます。ここに招集ご通知をお届けし、第148回定時株主総会の開催をご案内申し上げますとともに、2023年度の事業の概況をご報告いたします。

2023年度の業績は、生産部品等の調達環境が改善し、生産およびプロジェクト案件遂行などの事業活動を着実に進めたことなどにより、対前年で大幅な増収増益を達成しました。当期の年間配当金につきましては、第1号議案にて1株につき前期から6円の増配となる40円をご提案いたします。また、当期において179億円の自己株式取得を実施いたしました。引き続き、足元の事業環境変化に適切に対応しながら、中長期の成長に向けた取り組みに注力してまいります。

当社は2024年4月より新たな中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」をスタートいたしました。世界は脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・トランジション等、社会課題解決に向けたニーズの高まりや、デジタル技術の革新などにより劇的に変化しており、当社を取り巻く事業環境も大きく変わっています。当社グループはこのような変化を機会としてとらえ、事業を通じて社会や環境に貢献しながら、持続的な企業価値向上を図る、CSV(Creating Shared Value)経営を実現してまいります。

なお、第2号議案のご承認を前提として、これまでの「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へ移行することとしました。監督と執行の役割分担の明確化と適切かつ迅速な意思決定による経営基盤の強化を図り、企業価値向上への取り組みを加速してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年5月

代表取締役社長

奈良 寿



証券コード 6841
(発送日) 2024年5月27日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月22日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町二丁目9番32号
横河電機株式会社
代表取締役社長 奈良 寿

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、後記の「議決権行使のご案内」に従って、2024年6月17日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yokogawa.co.jp/about/ir/shiryo/soukai/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6841/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「横河電機」又は「コード」に当社証券コード「6841」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月18日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号 本社 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第148期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第148期(自2023年4月1日 至2024年3月31日)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |

以 上

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第19条の規定に基づき、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報です。

◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

以下の3つの方法により議決権を行使いただくことができます。



株主総会への 出席による 議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本招集ご通知をご持参くださいませようをお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月18日(火曜日)
午前10時



書面による 議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年6月17日(月曜日)
午後5時まで



インター ネットによる 議決権行使

パソコン、携帯電話、スマートフォンより議決権を行使いただけます。

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、行使期限までに議案に対する賛否のご入力を終わってください。

行使期限

2024年6月17日(月曜日)
午後5時まで

重複して
議決権を
行使された
場合の取扱い

書面とインターネットにより
重複して議決権を行使された場合

到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットにより
複数回議決権を行使された場合

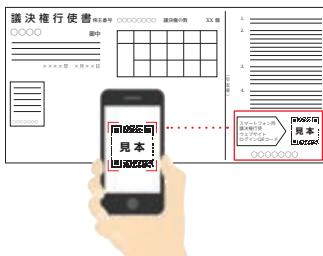
最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

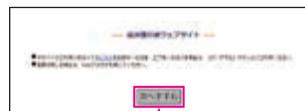
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

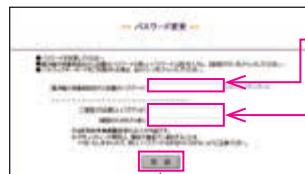
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号 議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要施策の一つと認識し、利益成長を通じて安定的・継続的な増配を目指します。

具体的には、業績及び中長期的な株主価値の最大化に向けた投資資金の確保、成長投資を支える財務基盤の維持を総合的に勘案しながら、連結配当性向30%を上回る配当水準の確保に努めます。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を図ります。

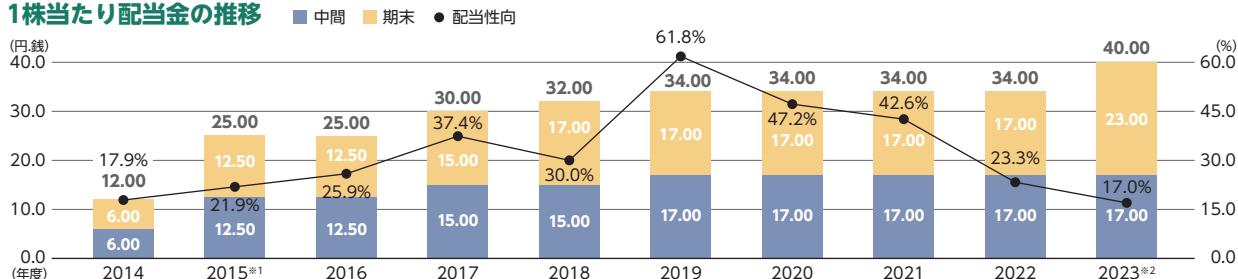
上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績が堅調に推移したこと及び今後の事業計画並びに財務状況等を勘案のうえ、以下のとおり1株につき23円といたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たりの年間配当金は、中間配当金17円と合わせて40円となり、前期と比べ1株につき6円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき23円
配当総額 5,983,465,732円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月19日

【ご参考】

1株当たり配当金の推移



※1 創立100周年記念配当5円00銭を中間配当に含みます。

※2 本議案が原案どおり可決された場合の期末配当金、年間配当金及び配当性向となります。

第2号
議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営における監督と業務執行の機能・役割を明確に分離し、監督機能の強化とともに業務執行のスピードアップを図ることを目的とし、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたく存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に関する条項の新設、監査役及び監査役会に関する条項の削除等所要の変更を行うものです。なお、変更案第27条（取締役の責任免除）第1項及び第32条（執行役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

その他、上記各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

本議案に係る定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（現行どおり）
第4条（機関） 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条（機関） 当社は、 <u>指名委員会等設置会社として</u> 、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) <u>執行役</u> (4) 会計監査人
第5条（省略）	第5条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条（省略）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） （省略）</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u></p> <p>3（省略）</p> <p>第12条～第13条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（省略）</p> <p>第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第19条（省略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条（現行どおり）</p> <p>第11条（株主名簿管理人） （現行どおり）</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3（現行どおり）</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（現行どおり）</p> <p>第15条（招集権者及び議長） 株主総会は、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会の決定に基づき他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>株主総会の議長は、予め取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。</u></p> <p>第16条～第19条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第22条（省略）</p> <p>第23条（代表取締役及び役付取締役） <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は、各自当社を代表する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、その他の役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>第24条（省略）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（省略）</p> <p>第27条（取締役との責任限定契約） （1項新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会長） <u>取締役会は、その決議によって取締役会長を定めることができる。</u></p> <p>（2項削除） （3項削除）</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に</u>対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（取締役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>第28条 (員数)</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第29条 (選任方法)</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条 (常勤の監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって1名以上の常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条 (監査役との責任限定契約)</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
(新設)	第28条 (委員の選定)
(新設)	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会の決議により選定する。
(新設)	第6章 執行役
(新設)	第29条 (執行役の選任)
(新設)	当会社の執行役は、取締役会の決議により選任する。
(新設)	第30条 (任期)
(新設)	執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。
(新設)	第31条 (代表執行役及び役付執行役)
(新設)	取締役会の決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。
(新設)	2 前項に定めるほか、取締役会の決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。
(新設)	第32条 (執行役の責任免除)
(新設)	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第6章 計算	第7章 計算
第34条～第36条 (省略)	第33条～第35条 (現行どおり)

第3号
議案

取締役11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたします。それに伴い、取締役（8名）及び監査役（5名）の全員が、任期満了となります。

指名委員会等設置会社移行後は、経営における監督と業務執行の機能・役割を明確に分離し、監督機能強化とともに、業務スピードアップを図りながら、執行に対する取締役会の監督機能のさらなる充実を図ります。つきましては、第2号議案の承認可決及び効力発生を条件として、変更後の定款規定に基づき社外取締役8名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、当社が定める「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」に基づき、委員の過半数が社外取締役により構成される「指名諮問委員会」の審議を経た答申をもとに、取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	奈良 寿	代表取締役社長	再任 14回/14回 (100%)
2	吉川 光	内部監査室	新任 -
3	中嶋 倫子	執行役員 経理財務本部長	新任 -
4	内田 章	取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	再任 14回/14回 (100%)
5	浦野 邦子	取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	再任 14回/14回 (100%)
6	平野 拓也	取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	再任 14回/14回 (100%)
7	五嶋 祐治朗	取締役 社外取締役候補者 独立役員候補者	再任 11回/11回 (100%) (2023年6月27日就任後)
8	高山 靖子	監査役 社外取締役候補者 独立役員候補者	新任 14回/14回 (100%) (監査役としての出席状況)
9	大澤 真	監査役 社外取締役候補者 独立役員候補者	新任 14回/14回 (100%) (監査役としての出席状況)
10	小野 傑	監査役 社外取締役候補者 独立役員候補者	新任 14回/14回 (100%) (監査役としての出席状況)
11	丸山 寿	- 社外取締役候補者 独立役員候補者	新任 -

候補者番号

1

再任



な ら ひとし
奈良 寿

生年月日 1963年1月23日

所有する当社株式数

31,247株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月当社 入社
2001年10月 Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. 副社長
2003年10月 Yokogawa (Thailand) Ltd. 社長
2007年1月当社 ソリューション事業部 第1営業本部長
2010年4月 常務執行役員 ソリューション営業本部長
2011年6月 取締役 常務執行役員 ソリューション営業統括本部長
2012年4月 取締役 常務執行役員 ソリューションサービス営業統括本部長
2013年4月 取締役 横河ソリューションサービス(株) 代表取締役社長
2017年4月 取締役 専務執行役員 日本・韓国代表 兼
横河ソリューションサービス(株) 代表取締役社長
2018年4月 取締役 専務執行役員 ライフイノベーション事業本部長
2019年4月 代表取締役社長 現在に至る

取締役在任年数 (本總會最終時)
13年

取締役会出席状況 (2023年度)
全14回中 14回 (100%)

取締役候補者として選任する理由

奈良 寿氏は、取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏は、当社の制御事業の営業部門での業務や国内・海外子会社の社長及び新事業の立ち上げに携わった後、2019年度からは代表取締役社長として業務執行の指揮を執っており、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

2

新任



きつ かわ ひかる

吉川 光

生年月日 1967年3月28日

所有する当社株式数

24,187株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 当社 入社
2011年4月 経営管理本部 広報・IR部長
2012年4月 コーポレート本部 経営企画室長
2016年4月 マーケティング本部 事業企画室長
2017年5月 Yokogawa America do Sul S.A.S. 社長
2020年4月 当社執行役員 経営監査・品質保証本部長
2022年4月 執行役員 経営監査・QHSE本部長
2024年4月 内部監査室 現在に至る

取締役候補者として選任する理由

吉川 光氏は、当社の経理財務部門や海外子会社を含む事業部門での長年の業務経験を有し、直近は経営監査・QHSE本部長として経営監査において高い能力と専門性を発揮しており、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有しています。同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

3

新任



なか しま みち こ
中嶋 倫子

生年月日 1971年1月14日

所有する当社株式数

6,960株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月 当社 入社
2014年 4月 経理財務本部 予算管理部長
2016年 4月 経理財務本部 財務部長
2018年 4月 経理財務本部 経理財務センター長
2021年 4月 執行役員 経理財務本部長 現在に至る

取締役候補者として選任する理由

中嶋倫子氏は、当社の経理財務部門で長年の業務経験を有し、現在は経理財務本部長を務めており、当社の経営に関する豊富な知見と実績を有しています。同氏のマネジメント経験と実績を活かすことで、企業価値向上と取締役会における意思決定機能及び経営の監督機能の強化への貢献が期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

4

再任



うちだ あきら

内田 章

生年月日 1950年10月4日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

2,727株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 東レ(株) 入社
1996年6月 トーレ・インダストリーズ (アメリカ) 社 Executive Vice President
2000年6月 東レ(株) 経営企画第1室主幹 兼 広報室主幹
2004年6月 同社 経営企画室参事 兼 IR室参事
2005年6月 同社 取締役 財務経理部門長
トーレ・ホールディング (U.S.A.) 社 社長
2009年6月 同社 常務取締役 財務経理部門長
トーレ・ホールディング (U.S.A.) 社 社長
2012年6月 同社 常務取締役 CSR全般統括、
総務・法務部門・IR室・広報室・宣伝室統括、東京事業場長
2016年6月 同社 顧問 (2019年3月 退任)
2019年6月 当社 取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役
公益財団法人スガウェザリング技術振興財団 監事

社外取締役在任年数 (本総会最終時) 5年
取締役会出席状況 (2023年度) 全14回中 14回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

内田 章氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と、経理財務部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

内田 章氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

5

再任



うらのくにこ

浦野 邦子

生年月日 1956年10月19日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月(株)小松製作所(コマツ) 入社
2005年4月同社 生産本部物流企画部長
2010年4月同社 コーポレートコミュニケーション部長
2011年4月同社 執行役員 コーポレートコミュニケーション部長
2014年4月同社 執行役員 人事部長
2016年4月同社 常務執行役員 人事部長
2018年6月同社 取締役 兼 常務執行役員
2021年4月同社 取締役
2021年6月当社 取締役 現在に至る
2021年7月(株)小松製作所(コマツ) 顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社小松製作所(コマツ) 顧問
森永製菓株式会社 社外取締役
日本製鉄株式会社 社外取締役
一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン 理事

社外取締役在任年数(本総会最終時) 3年
取締役会出席状況(2023年度) 全14回中 14回(100%)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

浦野邦子氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における生産部門や人事・教育、広報・CSR部門など幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

浦野邦子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

6

再任



ひらの たくや
平野 拓也

生年月日 1970年8月11日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年12月 兼松(株) 米国法人 入社
1998年2月 Hyperion Solutions Corporation (現 Oracle Corporation) 入社
2001年2月 ハイペリオン(株) 日本法人 社長
2005年8月 日本マイクロソフト(株) ビジネス&マーケティング部門 シニアディレクター
2006年2月 同社 執行役員 エンタープライズサービス担当
2007年7月 同社 執行役員常務 エンタープライズビジネス担当 兼
エンタープライズサービス担当
2008年3月 同社 執行役員常務 エンタープライズビジネス担当
2011年9月 Microsoft Central and Eastern Europe, General Manager, Multi-country
2014年7月 日本マイクロソフト(株) 執行役専務 マーケティング&オペレーションズ担当
2015年3月 同社 代表執行役 副社長
2015年7月 同社 代表取締役社長 (2019年8月 退任)
2019年9月 Microsoft Corporation, Vice President, Global Service Partner Business (2022年9月 退任)
2022年6月 当社 取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

Three Field Advisors LLC Co-founder
Crosspoint LLC Founder
弥生株式会社 取締役会長 (非常勤)
ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役

社外取締役在任年数 (本総会終結時) 2年
取締役会出席状況 (2023年度) 全14回中 14回 (100%)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

平野拓也氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識とグローバルIT企業の事業部門における幅広い実務経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

平野拓也氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

7

再任



ごとう ゆうじろう
五嶋 祐治朗

生年月日 1957年5月4日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 日本触媒化学工業(株) (現 (株)日本触媒) 入社
2011年4月 同社 生産本部副本部長 兼 生産技術部長
2012年4月 同社 川崎製造所長 (理事)
2012年6月 同社 執行役員 川崎製造所長
2015年6月 同社 取締役常務執行役員 生産・技術部門管掌
2017年4月 同社 代表取締役社長
2022年6月 同社 取締役会長
2023年6月 同社 相談役 現在に至る
当社 取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社日本触媒 相談役
公益社団法人関西経済連合会 評議員 科学技術・産業振興委員会副委員長

社外取締役在任年数 (本総会終結時) 1年
取締役会出席状況 (2023年度) 全11回中 11回 (100%)
(2023年6月27日就任後)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

五嶋祐治朗氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行っています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における企業変革や新規事業育成、M&Aなどの豊富な経験と知見を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

五嶋祐治朗氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏は、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載の通りとおります。

候補者番号

8

新任



たか やま やす こ

高山 靖子

生年月日 1958年3月8日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月(株)資生堂 入社
2005年4月 同社 お客さまセンターWeb推進室長
2006年4月 同社 お客さまセンター所長
2008年10月 同社 コンシューマーリレーション部長
2009年4月 同社 お客さま・社会リレーション部長
2010年4月 同社 CSR部長
2011年6月 同社 常勤監査役
2015年6月 同社 顧問 (2017年6月退任)
2017年6月 当社 監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社千葉銀行 社外取締役
コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
公益財団法人21世紀職業財団 評議員

社外監査役在任年数 (本総会最終時) 7年
取締役会出席状況 (2023年度)
全14回中 14回 (100%)
(社外監査役としての出席状況)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、社外監査役として経営の監査を適切に行っています。同氏は大手コンシューマ・ビジネス企業においてCSR担当をはじめとした幅広い実務経験や常勤監査役としての経験、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

高山靖子氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

9

新任



おお さわ まこと
大澤 真

生年月日 1959年2月20日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本銀行 入行
1990年 5月 国際通貨基金アジア局出向
1997年 6月 日本銀行 ロンドン事務所次長
1999年 6月 同行 金融市場局金融市場課長
2003年 6月 同行 那覇支店長
2006年 9月 プライスウォーターハウスクーパース 入社
2008年 9月 同社 パートナー (事業再生、金融、ファミリービジネス、ヘルスケア、ホスピタリティ担当)
2012年 2月 (株)フィーモ 代表取締役 現在に至る
2018年 6月 当社 監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社フィーモ 代表取締役
株式会社ロングステイネットワーク 代表取締役社長
株式会社富山銀行 社外取締役
一般社団法人日本ビジネススクール・経営人財育成推進機構 理事
公益財団法人紀文奨学財団 監事

社外監査役在任年数 (本総会終結時)
6年

取締役会出席状況 (2023年度)
全14回中 14回 (100%)
(社外監査役としての出席状況)

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

大澤 真氏は、社外監査役として経営の監査を適切に行っています。同氏は経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

大澤 真氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

10

新任



おの まさる
小野 傑

生年月日 1953年6月1日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 東京弁護士会登録
1983年 6月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1984年 2月 西村眞田法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） 入所
1985年 7月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） パートナー
2007年 6月 有限責任中間法人 流動化・証券化協議会（現 一般社団法人流動化・証券化協議会）
専務理事 現在に至る
2009年 4月 東京大学 客員教授
2020年 6月 当社 監査役 現在に至る
2021年12月 西村あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）
オブカウンセル（2023年12月退任）
2024年 1月 小野総合法律事務所 代表パートナー 現在に至る
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

小野総合法律事務所 代表パートナー
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 顧問
株式会社プレスステージ・インターナショナル 社外監査役
株式会社and Capital 監査役（非常勤）
一般社団法人流動化・証券化協議会 理事長
一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会 監事

社外監査役在任年数（本総会最終時） 4年
取締役会出席状況（2023年度）
全14回中 14回（100%）
（社外監査役としての出席状況）

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

小野 傑氏は、社外監査役として経営の監査を適切に行っています。同氏は弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

小野 傑氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

候補者番号

11

新任



まる やま ひさし
丸山 寿

生年月日 1961年3月8日

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社株式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月日立化成工業(株) (現 (株)レゾナック) 入社
2003年4月同社 社長室長 兼 法務・IR担当部長
2011年4月同社 執行役 CSR統括部副統括部長 兼 財務センター長
2015年4月同社 執行役常務
2016年4月同社 代表執行役 執行役社長
2016年6月同社 取締役 兼 代表執行役 執行役社長
2022年1月昭和電工(株) (現 (株)レゾナック・ホールディングス) 取締役 兼
昭和電工マテリアルズ(株) (現 (株)レゾナック) 代表取締役会長
2023年1月(株)レゾナック・ホールディングス 取締役 (2023年3月退任)

重要な兼職の状況

株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役 監査等委員

社外取締役候補者として選任する理由及び期待される役割の概要

丸山 寿氏は、グローバルに活動する大手製造業において、法務、広報・IR、財務、CSR 部門などを中心に幅広い業務に携わり、CEOとして企業改革を主導するなど経営者として豊富な経験と知見を有しています。それらを当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

なお、当社における「取締役・執行役の候補者指名の方針と手続」については24頁をご参照ください。

独立役員について

丸山 寿氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、当社における「社外役員の独立性に関する基準」については25頁をご参照ください。

各候補者に関する注記事項は、23頁に記載のとおりであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、高山靖子、大澤 真、小野 傑及び丸山 寿の8氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3.高山靖子氏が株式会社千葉銀行の社外取締役として在任中でありました2023年6月、同社及び同社の子会社であるちばぎん証券株式会社は、仕組債の勧誘販売に関して関東財務局から行政処分（業務改善命令）を受けました。同氏は、報告に接するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。同氏は、本件に関する調査報告書の作成及び業務改善計画の策定において、指名・報酬・経営諮問委員会及び取締役会等において提言を行いました。また、業務改善計画の進捗状況について、取締役会（四半期毎）、役員面談及び関連会議等においてモニタリングを実施中であります。
- 4.当社は、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、高山靖子、大澤 真及び小野 傑の7氏との間で責任限定契約を締結しています。また、当該7氏及び丸山 寿氏の選任が承認された場合、これらの8氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。
当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約で、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
- 5.当社は、奈良 寿、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、高山靖子、大澤 真及び小野 傑の8氏との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法定の定める範囲内において当社が補償することを約する補償契約を締結しています。なお、当該8氏の選任が承認された場合は各氏との間で同契約が継続されます。また、吉川 光、中嶋倫子及び丸山 寿の3氏の選任が承認された場合、これらの3氏との間で上記の契約と同旨の補償契約を締結する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。奈良 寿、内田 章、浦野邦子、平野拓也、五嶋祐治朗、高山靖子、大澤 真及び小野 傑の8氏は現在当該保険契約の被保険者であり、これら8氏の選任が承認された場合は引き続き当該保険契約の被保険者となります。吉川 光、中嶋倫子及び丸山 寿の3氏の選任が承認された場合は、当該3氏も当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以 上

取締役・執行役の候補者指名の方針と手続

取締役および執行役の候補者指名の方針

取締役・執行役は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしています。

その前提のもとで、取締役候補については、コーポレートガバナンスの向上に資する人財、中長期の当社の企業価値向上を狙った経営戦略策定に求められる経験・知見を持ち、的確な経営の判断および実効性の高い経営の監督に資する人財、当社グループの事業に精通し当社およびグループ会社の適切な経営の監査に資する人財、および経理財務、法務、企業経営等の知見を有し適切な監督に資する人財を指名しています。また、執行役については、中長期の当社の企業価値向上に資する人財、当社グループの事業に精通し適切な業務執行に資する人財、各執行役のポジションに求められる期待役割に照らし十分な経験、知識などを有している人財、経営陣として相応しい意思と姿勢を有している人財を指名しています。

取締役および執行役の候補者指名の手続

当社は、取締役および執行役の候補者の指名について、その客観性および透明性を高めることを目的に、取締役会決議に基づきその過半数を独立社外取締役とする3名以上の取締役で構成される任意の諮問機関である指名諮問委員会を設置しており、同委員会において定められた選再任基準・手続に基づき、同委員会における審議を経て、取締役会で決定しています。執行役については、本株主総会において指名委員会等設置会社への移行が承認された後、取締役会決議により選任されます。

なお、指名委員会等設置会社への移行後は、過半数を独立社外取締役とする指名委員会において取締役候補を決定するとともに、執行役については、指名委員会にて定められる選再任基準・手続に基づき、同委員会における審議を経て、取締役会にて決定する予定です。

以上

【ご参考】

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員選任における透明性を高めるため、2015年3月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。

記

当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注1）
- ② 当社の現在の主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間においてそうであった者（注2）
- ③ 当社が現在主要株主である会社の業務執行者
- ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者
- ⑤ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
- ⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループの主要な借入先の業務執行者または最近3年間においてそうであった者（注3）
- ⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間においてそうであった者（注4）
- ⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者
- ⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注5）
- ⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の家族）
- ⑫ 独立役員としての通算の在任期間が8年を超える者

以上

注1：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本基準において「業務執行者」という）。

注2：当社の現在または最近5年間における主要株主。主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者。

注3：当社グループが借入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

注4：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。

注5：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

【ご参考】

役員が有する主な専門性・経験

当社の役員が有する主な専門性・経験は以下のとおりです。

なお、本総会第3号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の役員体制に基づいた記載とさせていただきます。

		企業経営	国際性 グローバル 経験	財務・ 会計	技術・ 開発	IT・ デジタル	営業・ マーケティング	人事 人財開発	法務 リスク管理	サステナ ビリティ ESG
取締役	奈良 寿	●	●				●			
	吉川 光		●	●			●			
	中嶋 倫子			●						
社外 取締役	内田 章		●	●						●
	浦野 邦子							●		●
	平野 拓也		●			●	●			
	五嶋 祐治朗	●			●					●
	高山 靖子								●	●
	大澤 真		●	●						
	小野 傑		●						●	●
	丸山 寿	●		●					●	

以上

【ご参考】

取締役会、指名・報酬・監査委員会構成

本総会第3号議案に付議させていただいている各候補者が原案どおり選任された場合の取締役会、指名・報酬・監査委員会構成は以下のとおりです。

取締役会 11名		指名委員会 5名	報酬委員会 4名	監査委員会 5名	
取 締 役	奈良 寿	○ 委員			
	吉川 光			○ 委員	
	中嶋 倫子				
社 外 取 締 役	内田 章	取締役会議長	○ 委員	○ 委員	
	浦野 邦子		◎ 委員長	○ 委員	
	平野 拓也		○ 委員	◎ 委員長	
	五嶋 祐治朗		○ 委員	○ 委員	
	高山 靖子	筆頭社外取締役			○ 委員
	大澤 真				○ 委員
	小野 傑				○ 委員
丸山 寿				◎ 委員長	

以上

事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における、当社グループに関連する市場の認識は以下のとおりです。

世界は脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・トランジション等、社会課題解決に向けたニーズの高まりや、デジタル技術の革新などにより劇的に変化しており、当社を取り巻く事業環境も大きく変わっています。

このような事業環境の中で、当社グループは、当連結会計年度（2024年3月期）が最終年度となる中期経営計画「Accelerate Growth 2023」に基づき、「IA2IA/Smart manufacturing の実行と存在価値の変革」、「業種対応力の強化と非業種依存のビジネス拡大」、「収益性の確保と健全な成長」、「社内オペレーション最適化とマインドセットの変革」の4つの基本戦略を中心に、成長に向けて社会共通課題の解決を軸とした事業構造の確立に向け取り組みました。

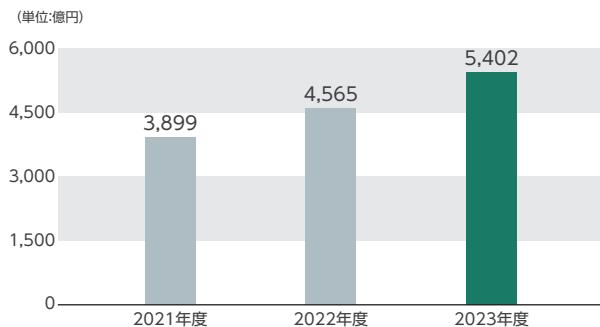
当連結会計年度における当社グループの業績は、生産部品及びプロジェクト調達品の調達環境の改善や値上げ施策の効果、COVID-19後に受注した大型案件の売上高への計上、為替の変動影響などにより、売上高は前期比で836億72百万円増加しました。営業利益は、主に売上の増加に伴う粗利増などにより、前期比で343億91百万円増加しました。経常利益は前期比で354億90百万円増加しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、海外子会社に係るのれん等の減損損失を特別損失に計上したものの、経常利益が増加したこと及び投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどにより、前期比で227億64百万円の増加となりました。

〈 連 結 〉

売上高

5,401億 52百万円

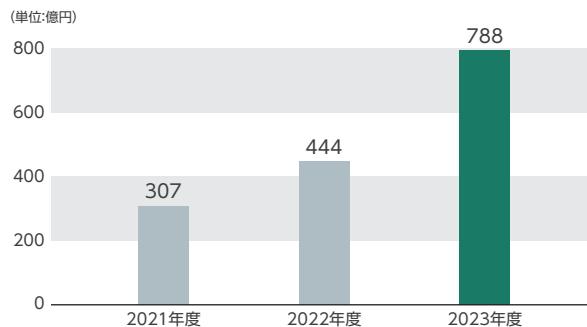
(前期比 + **18.3%** 836億72百万円 増)



営業利益

788億 00百万円

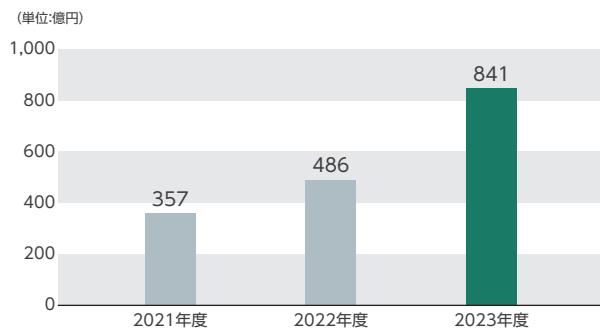
(前期比 + **77.4%** 343億91百万円 増)



経常利益

840億 98百万円

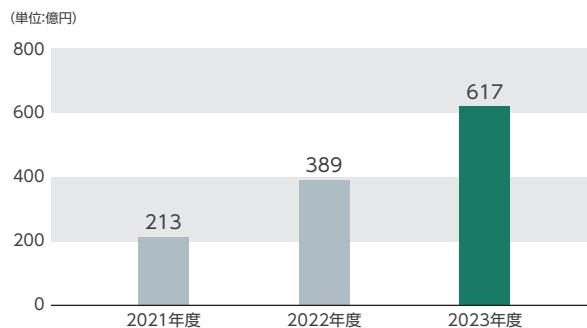
(前期比 **73.0%** 354億90百万円 増)



親会社株主に
帰属する
当期純利益

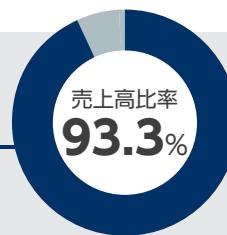
616億 85百万円

(前期比 **58.5%** 227億64百万円 増)



セグメント別の概況は30頁、31頁のとおりです。

制御事業



主なソリューション・製品等

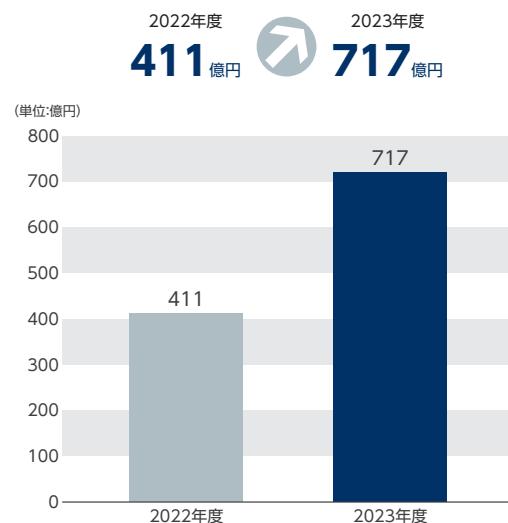
- プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション
- 生産性向上のための各種ソフトウェア
- 生産制御システム ●流量計 ●差圧・圧力伝送器 ●プロセス分析計
- プログラマブルコントローラ ●工業用記録計 ●共焦点スキャナ など

制御事業の売上高は、生産部品及びプロジェクト調達品の調達環境の改善や値上げ施策の効果、COVID-19後に受注した大型案件の売上高への計上、為替の変動影響などにより、前期比で762億79百万円増加し5,038億49百万円となりました。営業利益は、主に売上の増加に伴う粗利増などにより、前期比で305億85百万円増加し716億66百万円となりました。

売上高



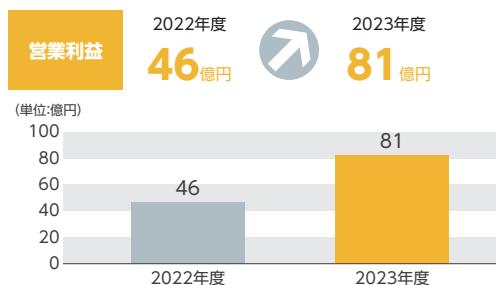
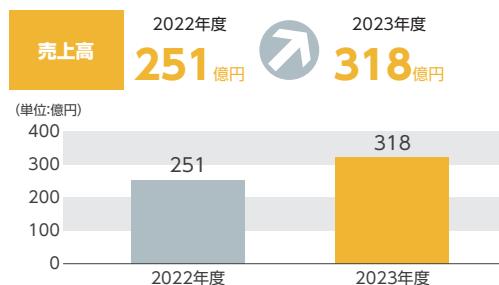
営業利益



測定器事業

売上高比率
5.9%

主な製品等 ●波形測定器 ●光通信関連測定器
●信号発生器 ●電力・温度・圧力測定器 など

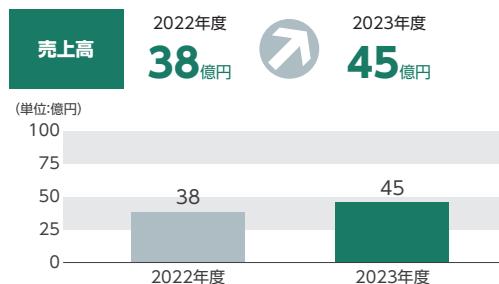


測定器事業の売上高は、主に生産部品の調達環境の改善などにより受注残の消化が進み、前期比で67億51百万円増加し318億17百万円となりました。営業利益は、主に売上の増加に伴う粗利増などにより、前期比で35億6百万円増加し81億38百万円となりました。

新事業他

売上高比率
0.8%

主な製品等 ●IoTとAIを活用したサービスの提供
●バイオマス材の製造販売 など



新事業他は、売上高は前期比で6億40百万円増加し44億85百万円となり、営業損失は前期比で2億99百万円損失が縮小し10億4百万円の損失となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は273億60百万円となり、前期と比較し51億84百万円増加しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金等につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金などをもって充当しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度に社会共通の課題の解決によって持続的な成長を実現するために、長期経営構想の抜本的な見直しとともに中期経営計画「Accelerate Growth（アクセラレート グロウス）2023（AG2023）」を発表し、2030年のYOKOGAWAのありたい姿の実現に向けて、2023年度までの3年間、社会共通課題を軸とした事業構造を確立するための取り組みを進めてきました。この間、COVID-19感染拡大やロシア・ウクライナ情勢などの影響を受け、また、これらを背景とした生産部品やプロジェクト調達品の調達難に見舞われるなど当社グループを取り巻く事業環境は激しく変化しましたが、AG2023の最終年度となる2023年度までには、堅調なエネルギー需要を受けたお客様投資の増加や調達環境の改善、値上げ施策の効果などにより、AG2023で達成を目指した経営指標の数値目標は、為替変動による業績の押上効果を考慮しても、概ね達成することができました。

現在の長期経営構想は、AG2023策定時に抜本的に見直したものであり、2030年を見据えた「YOKOGAWAのありたい姿」を端的に示したVision statement「YOKOGAWAは、自律と共生によって持続的な価値を創造し、社会課題の解決をリードしていきます。」とその実現に向けての方向性を示しています。今回は大きな見直しなくそのまま引き継ぐこととし、2024年度からの中期経営計画「Growth for Sustainability（グロウス フォー サステナビリティ）2028（GS2028）」を新たに策定しました。GS2028では、AG2023で確立した業種軸の事業構造を基盤に、環境・社会・ガバナンスの視点で事業活動に取り組み、社会価値と企業価値の向上を実現させるための変革を加速させます。

長期経営構想及びGS2028で達成を目指す経営目標

1. 長期経営構想で目指すサステナビリティ目標（2030年度）

社会インパクト指標	目標値
温室効果ガス排出量 Scope 1,2 (基準年：2019年度)	100%削減 (2040年度から2030年度に前倒し)
エネルギー使用量 (売上原単位) (基準年：2023年度)	30%削減 (平均5%改善/年)
社員のWell-beingを高める エンゲージメント	84%以上
ダイバーシティ・インクルージョンの 達成度：女性管理職比率	20%

注) これらは多くの指標・目標の中から特に重要と考えているものを表示しています。

2. GS2028で目指す事業成長・財務目標（2024年度～2028年度）

<事業成長目標>

指標	目標値
受注高成長	10%/年以上
売上高成長	10%/年以上
営業利益率(ROS)	15%以上（2028年度）

想定為替レート（1米ドル）：130円

<財務目標>

指標	目標値
自己資本利益率(ROE)	10%以上 ^{※1}
投下資本利益率（財務ROIC ^{※2} ）	10%以上 ^{※1}
1株当たり純利益（EPS）	300円以上（2028年度）
営業キャッシュ・フロー	3,000億円以上（5年間累計）

※1 資本コストを上回る収益性を確保

※2 財務ROIC：{営業利益×(1-法人税等負担率25%)}÷投下資本(期首・期末平均)

当社グループの長期経営構想及び中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」についての詳細は、次頁の「【ご参考】経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要」をご参照ください。

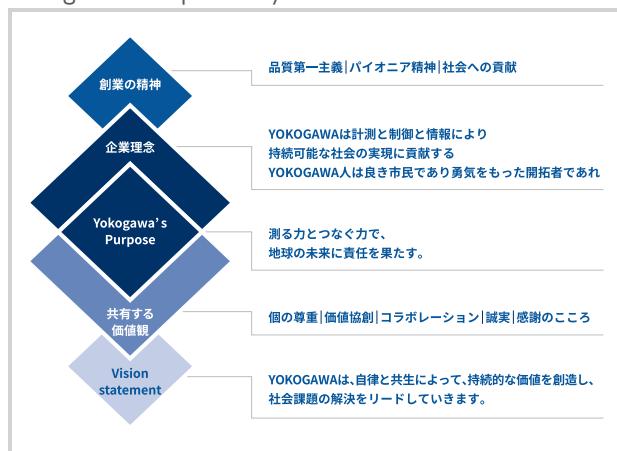
【ご参考】経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要

当社グループの経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の概要は次のとおりです。

① 経営の基本方針

当社グループは、YOKOGAWAのIdentityを以下のとおり整理しました。創業の精神と、それを受け継いだ企業理念は、社会におけるYOKOGAWAの在り方を示すものです。Vision statementは、2030年を見据えてYOKOGAWAが何をしていくかを示し、共有する価値観は行動をするうえでの指針を示しています。Yokogawa's Purposeは、それら全てを踏まえ、YOKOGAWAが存在する意義を、意思を込めたコミットメント（公約）として示しています。

Yokogawa Group Identity



創業の精神

創業にあたり、横河民輔は、日本の計測業界の先駆者として歩み始めた横河一郎（後の初代社長）と青木晋（後の初代技師長）に、「君たちは、この仕事でもうけようなどと考える必要はない。それよりもまず、技術を覚え、技術をみがくことだ。横河電機の製品はさすがに良い、といわれるようにしてもらいたい」と語りました。この言葉は創業の精神として今日まで受け継がれています。

企業理念

創業の精神を受け継ぎ1988年に制定された企業理念は、社会に向けてのYOKOGAWAの使命とYOKOGAWA人の価値基準や行動指針を表した、YOKOGAWAの決意表明です。

Yokogawa's Purpose

お客様、市場、社会からの要望や期待に応えるYOKOGAWAのコミットメントであり、社会に存在することの意義を表したものです。同時に組織としての求心力を高め、グループ全社員の変革への志を喚起します。

共有する価値観

企業文化や風土を醸成し継承していくうえで、YOKOGAWA社員一人ひとりが「大切にすべき」行動の指針と意志をより具体的に示したものです。共有する価値観に根差した行動は新たな価値の創造を実現し、他社との差別化力、競争力をもって社会に貢献し続けるための原動力となります。

Vision statement

2030年を見据えた長期経営構想で描くYOKOGAWAのありたい姿、企業としての理想を端的に示したものです。

YOKOGAWAのIdentityについての詳細は、当社ウェブサイト

<https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/our-brand-and-identity/#ブランド&アイデンティティ>

をご参照ください。

② 中長期的な経営戦略

当社グループの長期経営構想と中期経営計画の全体像は、次のとおりです。



長期経営構想と中期経営計画の全体像

a 長期経営構想

<お客様への提供価値>

世界は今、あらゆるものが複雑につながり合う時代となっています。運用や管理に独立性のあるシステムが連携し、相乗効果と新しい価値をもたらしていく「System of Systems (SoS)」の流れが進む世界において、当社は、効果的な「つながり」を進め、統合化・自律化・デジタル化による「全体最適」の価値を生み出していきます。当社は「IA2IA※1」と「Smart Manufacturing※2」によるアプローチでこれを実現し、社会全体が「SoS」となる世界をリードしていきます。

(※1) IA2IA (Industrial Automation to Industrial Autonomy)

AI、デジタルツイン、ロボティクスなどのDX（デジタルトランスフォーメーション）技術を取り込み、Industrial Automation（自動）からIndustrial Autonomy（自律）へと進化させる活動です。

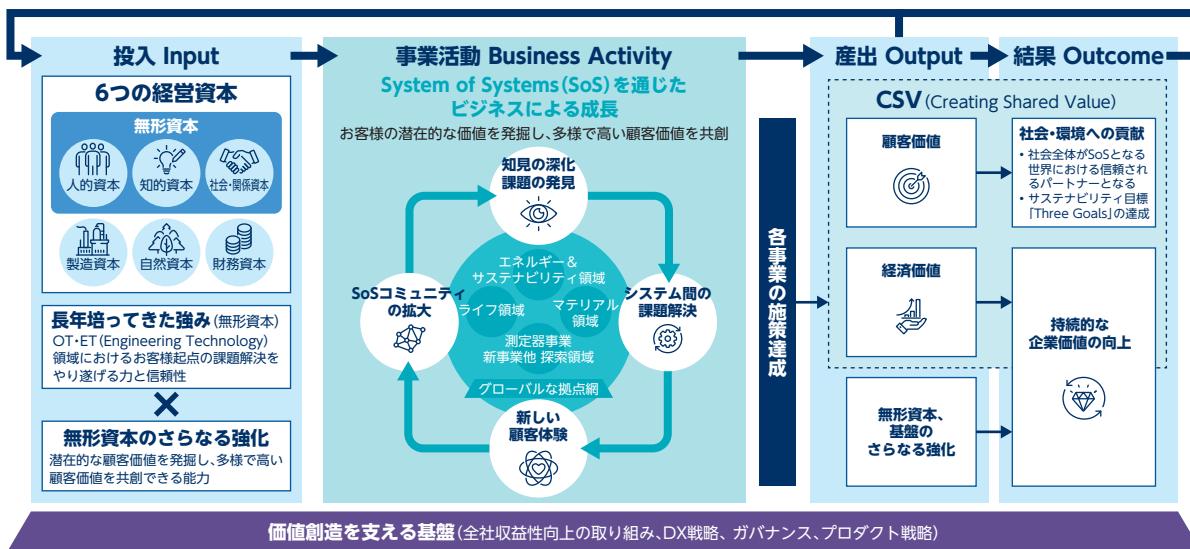
(※2) Smart Manufacturing

DX（デジタルトランスフォーメーション）やIA2IAによって生産現場、エンタープライズ、及びサプライチェーンにおける自律を実現し、革新的な生産性向上を達成することです。

b 中期経営計画「Growth for Sustainability 2028 (GS2028)」

GS2028は、「測る力とつなぐ力で、地球の未来に責任を果たす。」というYokogawa's Purposeを起点としており、Yokogawa's Purposeのもと、中期経営計画の目標達成に向けた「価値創造プロセス」を以下のように定義しました。

「永年培ってきた、OT（運用技術、Operational Technology）領域におけるお客様起点の課題解決をやり遂げる力と信頼を裏付けとし、人的資本やDXを実現する技術などの基盤を活性化することで、SoS型ビジネスなどにて、より多様かつ高い顧客価値を共創する。その過程を通じて強化したお客様との信頼関係・ノウハウ・人的資本等の経営資本を活用して、事業施策を達成する。」



YOKOGAWAの価値創造プロセス

長期経営構想で定めた2030年を見据えた「YOKOGAWAのありたい姿」の実現と、上記価値創造プロセスを実現するために、2028年度までの5年間で取り組むべきこととして、4つの基本戦略を策定しました。それぞれの基本戦略の概要は次のとおりです。

3. 無形資本の活用・育成による価値創造

YOKOGAWAは、人的資本、知的資本、社会・関係資本の3つの活用に注力していきます。これら無形資本には、「価値創造力」、「共感力」、「課題発見力」、「ステークホルダーをつなぐ力」というYOKOGAWAが長年培ってきた見えない強みがあり、これらを成長に生かします。

4. 経営・事業基盤の強化

価値創造プロセスを支える経営・事業基盤の強化に取り組みます。

- ・ 全社収益性の向上：戦略的リソースの捻出と配分、オペレーションの最適化と、経営基盤の最適化を図ります。
- ・ DX戦略：Internal DXではグローバルなIT基盤のもとで、お客様、パートナー、社員の視点に立って、それぞれの体験価値を向上させるDX施策を進めていきます。External DXではOT分野で培ってきたノウハウを、Yokogawa Cloudのもとで、積極的にアプリケーション化、サービス化し、整備を進め、リカーリングのビジネスモデルへの変革を目指します。
- ・ ガバナンスの強化：監査役会設置会社から、指名委員会等設置会社に移行します。監督と執行の役割分担を明確化し、意思決定プロセスの効率化、経営判断と事業計画の達成に対する責任の明確化、監査機能の強化、効率化を図ります。

<資本政策・財務戦略>

「Growth for Sustainability 2028」では、長期経営構想を念頭においた成長戦略の実現のために成長投資を強化していきながら、持続的な企業価値及び株主価値の向上を実現していきます。

【初年度からの3年間 2024年度～2026年度】

成長投資枠

M&A・アライアンス：1,000億円以上

- 成長戦略の実現に向けた投資を加速・拡大
- エネルギー/資源の課題対応、DX/OT(Operational technology)データ活用への貢献、業種拡大の加速等を目的

株主還元

安定的・継続的な増配

- 配当性向30%以上の確保に努める
- 一時的要因での業績悪化時も株主資本配当率を考慮し、安定的な配当を維持
- 自己株取得についても、財務状況等を踏まえ柔軟に検討

前提条件：格付けA格維持可能な株主資本水準を確保

中期経営計画「Growth for Sustainability 2028」についての詳細は、当社ウェブサイト

<https://www.yokogawa.co.jp/about/yokogawa/company-overview/corporate-strategy/#%E4%B8%AD%E6%9C%9F%E7%B5%8C%E5%96%B6%E8%A8%88%E7%94%BB>

をご参照ください。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区	分	2020年度 第145期	2021年度 第146期	2022年度 第147期	2023年度 第148期(当期)
受	注	355,828	420,496	518,389	541,961
売	上	374,206	389,901	456,479	540,152
営	業	31,599	30,668	44,409	78,800
経	常	34,107	35,739	48,608	84,098
親会社株主に帰属する当期純利益		19,219	21,267	38,920	61,685
1株当たり当期純利益		72円00銭	79円67銭	145円81銭	234円83銭
総	資	519,081	555,968	618,637	672,866
純	資	314,770	340,340	386,825	444,763

(注) 2022年度(第147期)において企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2021年度(第146期)の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区	分	2020年度 第145期	2021年度 第146期	2022年度 第147期	2023年度 第148期(当期)
受	注	99,645	113,681	135,954	121,495
売	上	104,797	104,926	124,495	141,035
営	業	△5,507	△3,570	△268	13,713
経	常	14,866	15,054	23,023	50,934
当期純利益		△2,657	12,822	25,471	56,318
1株当たり当期純利益		△9円96銭	48円4銭	95円42銭	214円39銭
総	資	272,663	275,623	303,905	317,683
純	資	183,062	187,045	211,065	243,330

(注) 2020年度(第145期)の個別決算において、当社が保有する共用資産について、14,931百万円の特別損失(減損損失)を計上しました。なお、当該共用資産は、連結決算においてはその回収可能性が認められることから、連結業績への影響はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
横河ソリューションサービス株式会社	3,000百万円	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
横河マニュファクチャリング株式会社	100百万円	100.0%	制御・計測機器の製造
横 河 計 測 株 式 会 社	90百万円	100.0%	計測機器の販売、保守サービス
Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd.	23,076千米ドル	100.0% (100.0%)	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Electric Asia Pte. Ltd.	31,020千 シンガポールドル	100.0%	制御・航機その他の製造
横 河 電 機 (中 国) 有 限 公 司	119百万人民币	100.0%	制御機器の製造、販売、 エンジニアリング、保守サービス
重 慶 横 河 川 儀 有 限 公 司	132百万人民币	60.0% (26.7%)	制御機器の製造、販売
韓 国 横 河 電 機 株 式 会 社	4,032百万ウォン	100.0%	制御・計測機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c)	2,481千 バーレーンディナール	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa India Limited	85,054千 インドルピー	100.0%	制御機器の製造、販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Corporation of America (注 1)	1千米ドル	100.0% (100.0%)	制御・計測機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa America do Sul Ltda.	72,044千リアル	100.0%	制御機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
Yokogawa Europe B.V.	17,725千ユーロ	100.0%	制御・計測機器の販売、 エンジニアリング、保守サービス
KBC Advanced Technologies Limited	2,145千英ポンド	100.0%	ソフトウェアの販売及びコンサル ティング・サービス

(注) 1. Yokogawa Corporation of America には、資本金 1 千米ドルの他に、114,152 千米ドルを資本準備金として出資しています。

2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

3. 議決権比率の () 内は間接所有割合で内数です。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	主要なソリューション・製品等
制御事業	プラントの現場から経営レベルまでライフサイクルにわたりお客様価値を最大化する総合的ソリューション、生産性向上のための各種ソフトウェア、生産制御システム、流量計、差圧・圧力伝送器、プロセス分析計、プログラマブルコントローラ、工業用記録計、共焦点スキャナ等
測定器事業	波形測定器、光通信関連測定器、信号発生器、電力・温度・圧力測定器等
新事業他	IoTとAIを活用したサービスの提供、バイオマス材料の製造販売等

(6) 主要拠点等 (2024年3月31日現在)

①当 社

本 社

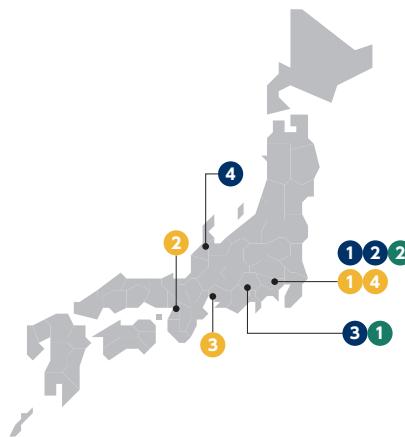
東京都武蔵野市 …………… ①

事業所

小峰事業所 (東京都あきる野市) …… ②

甲府事業所 (山梨県甲府市) …… ③

金沢事業所 (石川県金沢市) …… ④



②子 会 社

生産拠点

横河マニュファクチャリング株式会社

甲府事業所 (山梨県甲府市) …… ①

小峰事業所 (東京都あきる野市) …… ②

Yokogawa Electric

Asia Pte. Ltd. (シンガポール) …… ③



販売拠点

横河ソリューションサービス株式会社

本 社 (東京都武蔵野市) …………… ①

関西支社 (大阪府大阪市) …………… ②

中部支社 (愛知県名古屋市) …………… ③

横河計測株式会社 (東京都八王子市) …………… ④

Yokogawa Engineering Asia Pte. Ltd. (シンガポール) …… ⑤

横河電機 (中国) 有限公司 (中国) …………… ⑥

重慶横河川儀有限公司 (中国) …………… ⑦

韓国横河電機株式会社 (韓国) …………… ⑧

Yokogawa Middle East & Africa B.S.C.(c) (バーレーン) …… ⑨

Yokogawa India Limited (インド) …………… ⑩

Yokogawa Corporation of America (米国) …… ⑪

Yokogawa America do Sul Ltda. (ブラジル) …… ⑫

Yokogawa Europe B.V. (オランダ) …………… ⑬

KBC Advanced Technologies Limited (イギリス) …… ⑭

(7) 企業集団の従業員の状況（2024年3月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
制御事業	16,538名	242名増
測定器事業	690名	34名増
新事業他	137名	5名増
合計	17,365名	281名増

(注) 従業員数は就業人員を記載しています。なお、契約社員、派遣社員などは含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	200億円

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資によるものです。
2. 当社は、総額450億円のコミットメントライン契約を締結しています。
当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

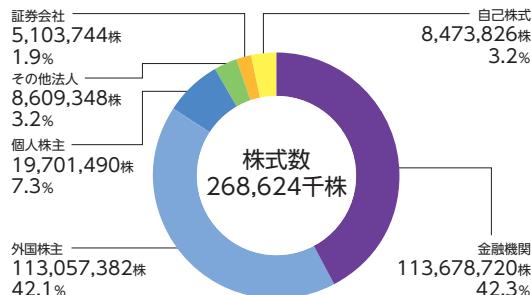
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 600,000千株
- ② 発行済株式の総数 268,624千株
- ③ 株主数 14,041名
- ④ 大株主 (上位10名)

【ご参考】所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	51,680	19.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,160	7.0
第一生命保険株式会社	15,697	6.0
日本生命保険相互会社	13,484	5.2
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	6,272	2.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	6,141	2.4
ビーエヌワイエム アズ エージーテイ クライアント 10 パーセント	5,951	2.3
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505038	5,482	2.1
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	4,887	1.9
横河電機持株会	4,645	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を8,473千株保有しています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	奈良 寿	
取 締 役	穴 吹 淳 一	副社長執行役員 社長補佐 特命事項
取 締 役	戴 煜	常務執行役員 デジタルソリューション本部長
取 締 役	菅 田 史 朗	取締役会議長 ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役・取締役会議長
取 締 役	内 田 章	筆頭社外取締役 J. フロントリテイリング株式会社 社外取締役 公益財団法人スガウエザリング技術振興財団 監事
取 締 役	浦 野 邦 子	株式会社小松製作所（コマツ） 顧問 森永製菓株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役 一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン 理事
取 締 役	平 野 拓 也	Three Field Advisors LLC Co-founder Crosspoint LLC Founder 弥生株式会社 取締役会長 ルネサスエレクトロニクス株式会社 社外取締役
取 締 役	五 嶋 祐 治 朗	株式会社日本触媒 相談役 公益社団法人関西経済連合会 評議員 科学技術・産業振興委員 副委員長
常 勤 監 査 役	渡 辺 肇	
常 勤 監 査 役	長 谷 川 健 司	
監 査 役	高 山 靖 子	株式会社千葉銀行 社外取締役 コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 公益財団法人21世紀職業財団 評議員
監 査 役	大 澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク 代表取締役社長 株式会社富山銀行 社外取締役 一般社団法人日本ビジネススクール・経営人財育成推進機構 理事 公益財団法人紀文奨学財団 監事
監 査 役	小 野 傑	小野総合法律事務所 代表パートナー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 顧問 株式会社プレステージ・インターナショナル 社外監査役 株式会社 and Capital 監査役（非常勤） 一般社団法人流動化・証券化協議会 理事長 東京大学 客員教授

- (注) 1. 取締役 菅田史朗氏、内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏及び五嶋祐治朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、社外監査役です。
3. 監査役 大澤 真氏は、日本銀行、プライスウォーターハウスクーパース及び株式会社フィーモにおいて、長年にわたり金融機関の審査、事業会社の再生・経営改善指導、後継経営者に対する指導を行った実績があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 取締役 菅田史朗氏、内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏及び五嶋祐治朗氏並びに監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、高い独立性を有しており、一般株主との利益相反のおそれがないことから、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
6. 当事業年度末日後に、次のとおり取締役の地位、担当及び重要な兼職に変更がありました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	異 動 日
取 締 役	穴 吹 淳 一		2024年4月1日
取 締 役	戴 焜		2024年4月1日

7. 取締役 五嶋祐治朗氏は、2023年6月30日をもって関西化学工業協会の副会長を、2023年10月23日をもって一般社団法人日本化学工業協会の理事 総合運営委員を、それぞれ退任しています。
8. 監査役 小野 傑氏は、2023年6月23日をもって大同生命保険株式会社の社外取締役を、2024年3月31日をもって東京大学の客員教授を、それぞれ退任しています。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
西 島 剛 志	2023年6月27日	任期満了	取締役会長 取締役会議長 ロジスティード株式会社 社外取締役 株式会社村田製作所 社外取締役
関 誠 夫	2023年6月27日	任期満了	筆頭社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役 菅田史朗氏、内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏及び五嶋祐治朗氏並びに監査役 高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としています。

④ 補償契約の内容の概要等

当社は、2024年4月1日より、取締役 奈良寿氏、穴吹淳一氏、戴焜氏、菅田史朗氏、内田 章氏、浦野邦子氏、平野拓也氏及び五嶋祐治朗氏並びに監査役 渡辺 肇氏、長谷川 健司氏、高山靖子氏、大澤 真氏及び小野 傑氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員（いずれも退任者を含みます。）であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象としないこととしています。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等

i 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

取締役の個人別の報酬等の基本方針は、以下のとおりとしています。

- (ア) 持続的、中長期的に企業価値向上を促す制度であること
- (イ) 中長期経営戦略を反映した制度であり、中長期経営目標達成を強く動機づけるものであること
- (ウ) 短期志向への偏重を抑制する制度であること
- (エ) 優秀な人財を確保・維持できる制度と金額であること
- (オ) ステークホルダーに対して透明性、公正性及び合理性を備えた制度であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

イ. 役員の報酬等の決定方針

(ア) 取締役の報酬等

取締役の報酬については、株主総会で承認された限度額(*1)の範囲内で、個別の支給額を決定します。監査役の報酬等についても、株主総会で承認された限度額(*2)の範囲内で監査役の協議により決定します。

- (*1) 取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第142回定時株主総会において1事業年度あたり16億円以内（但し、使用人給与は含まない）と決議いただいています。
- (*2) 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第128回定時株主総会において1事業年度あたり1億50百万円以内と決議いただいています。

(イ) 報酬諮問委員会の構成及び役割・責務

取締役及び執行役員報酬の決定プロセスの客観性及び透明性を高めることを目的として、取締役会の諮問機関として、その過半数を社外取締役とする3名以上の取締役で構成される「報酬諮問委員会」を設置しています。

a.報酬諮問委員会の構成

過半数を社外取締役とする3名以上の取締役

b.報酬諮問委員会の役割・責務

報酬諮問委員会は、取締役会の諮問を受け、取締役及び執行役員の報酬等の制度及び決定方針について審議し、取締役会に答申するとともに、取締役会からの委任を受けて、報酬制度に従って取締役及び執行役員個人別の報酬等の内容を決定します。

c.前記権限が適切に行使されるようにするための措置

独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会において、委員の互選で委員長を選定し、取締役会の承認を得た報酬制度に基づき個人別報酬額を決定することで、前述の目的に適合した決定を担保しています。

(注) 上記のとおり、役員報酬等の決定プロセスの客観性及び透明性を高めるため、取締役会は報酬諮問委員会に対して取締役及び執行役員個人別の報酬等の内容の決定を委任しています。当事業年度における報酬諮問委員会の構成は次のとおりです。

菅田	史朗	社外取締役
内田	章	社外取締役
浦野	邦子	社外取締役（委員長）
平野	拓也	社外取締役
五嶋	祐治朗	社外取締役
奈良	寿	代表取締役社長

ウ.役員報酬の構成

社内取締役及び執行役員の報酬は、(ア) 固定報酬である基本報酬と(イ) 業績連動報酬((イ)-1 年次インセンティブと(イ)-2 中長期インセンティブ) で構成されています。業績連動報酬は、社外取締役及び非業務執行取締役、監査役を除く取締役及び執行役

員を対象としています。これは、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、基本報酬のみ支給するという考え方であり、同様に非業務執行の取締役についても基本報酬のみ支給します。

役員の報酬額の水準については、外部機関の調査結果に基づく国内外の同業または同規模の他企業との比較および当社の財務状況を踏まえて設定しています。

役位別・職位別の報酬水準は、同輩企業の50%ileを基準とし、環境変化に応じた柔軟な運用や優秀な経営人財を獲得・保持する観点から、概ね25%ile～75%ileの範囲内で運用することとしています。

なお、海外で採用する人財の報酬については、その海外地域における役員報酬調査データに基づいて役位毎の職責を考慮して報酬ベンチマーク分析を行い、個別に定めることがあります。

具体的な役員および執行役員の報酬構成は、役員区分に応じて以下のとおりとしています。

役員区分	(ア) 基本報酬	(イ) 業績連動報酬 ((イ)-2に非金銭報酬を含む)		備考
		(イ)-1 年次 インセンティブ	(イ)-2 中長期 インセンティブ	
取締役 (社外取締役及び 非業務執行取締役を除く)	○	○	○	役員報酬及び 使用人分給与
社外取締役及び 非業務執行取締役	○	—	—	役員報酬
監査役	○	—	—	役員報酬
社外監査役	○	—	—	役員報酬
非取締役執行役員	○	○	○	使用人分給与

(ア) 基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役及び執行役員としての役割と役位に応じて報酬諮問委員会にて定められた基準に基づき金額を決定します。

(イ) 業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上および中期的な企業価値向上に対する意識を高めるため、報酬諮問委員会にて業績指標（KPI）を定め、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額または数を支給します。

業績連動報酬の考え方はつぎのとおりです。

- a. 全報酬に占める業績連動報酬の比率を高くする。
- b. 役位が上位の者ほど業績連動報酬の全報酬に占める比率を高くし、代表取締役は60%とする。
- c. 株式報酬の全報酬に占める割合を同業または同規模の他社水準以上とする。

(イ)-1 年次インセンティブ

業績連動報酬のうち年次インセンティブは、報酬諮問委員会において単年度の全社業績評価と個人業績評価に基づき算定し、年1回支給します。支給額は、業績目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動するよう設計しています。

※業績目標を達成した場合の基本報酬と年次インセンティブの比率は、役位が上位の者ほど年次インセンティブの比率を高く設定し、代表取締役の1対0.75から役位が下がるにつれてさがり、執行役員を含む全体の平均が概ね1対0.5になるように設計しています（イメージ図1）。なお、この比率は業績目標の達成度合いによっては、1対0から1対1の間で変動する場合があります。

（イメージ図1）

基本報酬 1	年次インセンティブ 0.5 (0~1)
-----------	---------------------------

(イ)-2 中長期インセンティブ

業績連動報酬のうち、中長期インセンティブについては、2018年6月26日開催の第142回定時株主総会において、中期経営計画が対象とする期間の最終事業年度における当社の連結自己資本利益率（連結ROE）等の達成度に応じて当社株式及び金銭を支給する業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「PSU制度」）を導入しています。

中期経営計画が対象とする期間において取締役会があらかじめ設定した業績目標その他要件を前提とし、支給対象となる取締役及び執行役員の役位毎に報酬諮

問委員会にて定めた株式報酬基準額に、業績目標達成条件に応じて取締役会があらかじめ設定した係数（以下「支給率」）を乗じて、対象となる取締役及び執行役員毎の中長期インセンティブによる報酬額を決定し、報酬額の60%に相当する金額を当社株式で、40%に相当する金額を金銭として支給します。支給率は業績目標の達成度合いに応じて0%から100%の範囲で変動するよう設計しています。

中長期インセンティブにおける業績目標は、中期経営計画との連動を基本に考えており、企業価値及び株主価値向上の両面において重要な指標であるとの考えから、経営の効率性を示す指標である「自己資本利益率（ROE）」としています。

なお、PSU制度では、重大な不正会計または巨額損失が発生した場合、PSU制度に係る報酬額として支給した報酬の全部または一部を無償で返還請求できるクローバック条項を設定しています。

※中長期インセンティブの支給年度において、年次インセンティブ、中長期インセンティブそれぞれの業績目標を達成した場合の基本報酬との比率は、役位が上位の者ほど基本報酬に対する比率を高く設定し、代表取締役の1対0.75から役位が下がるにつれてさがり、執行役員を含む全体の平均が概ね1対0.5対0.5になるように設計しています（イメージ図2）。

なお、この比率は年次インセンティブ及び中長期インセンティブそれぞれの業績目標の達成度合いによっては、1対0対0から1対1対0.5の間で変動する場合があります。

（イメージ図2）

基本報酬 1	年次インセンティブ 0.5 (0~1)	中長期インセンティブ 0.5 (0~0.5)
-----------	---------------------------	------------------------------

（注）1. 年次インセンティブにおける単年度の全社業績評価につながる業績目標は、当社グループが持続的な成長を図るために重要な指標であるとの考えから「連結売上高」と「連結売上高営業利益率（ROS）」としています。

業績連動報酬の決定要素の一つとなる、2023年3月期の実績は以下のとおりです。

	2023年3月期に設定した業績目標	2023年3月期実績
連結売上高	4,700億円	4,564億円
連結売上高営業利益率(ROS)	10.2%	9.7%

2. 中長期インセンティブにおける業績目標は、中期経営計画との連動を基本に考えており、中期経営計画で設定しているいくつかの業績目標の中から、企業価値及び株主価値向上の両面において重要な指標であるとの考えから、経営の効率性を示す指標である「自己資本利益率（ROE）」を選択しています。

実績ROE	支給率
8%未満	0%
8%以上、11%未満	$(25 + (\text{実績ROE} \times 100 - 8) / 3 \times 25)\%$
11%以上、14%未満	$(50 + (\text{実績ROE} \times 100 - 11) / 3 \times 50)\%$
14%以上	100%

ii 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち 社外取締役)	297 (72)	153 (72)	143 (-)	10 (6)
監査役 (うち 社外監査役)	84 (36)	84 (36)	- (-)	5 (3)
合計 (うち 社外役員)	381 (108)	237 (108)	143 (-)	15 (9)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月26日開催の第142回定時株主総会において1事業年度あたり16億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は4名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第128回定時株主総会において1事業年度あたり1億500百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。
4. 業績連動報酬は、年次インセンティブと中長期インセンティブにより構成されています。なお、当事業年度は、中期経営計画（AG2023）の最終年度となるため中長期インセンティブが確定します。
5. 役員退職慰労金制度については、2004年6月25日開催の第128回定時株主総会の日をもって廃止しました。

⑦ 社外役員に関する事項

- i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
上記①取締役及び監査役の状況に記載のとおりです。

ii 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
菅田 史朗	社外取締役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しました（2023年6月以降は取締役会議長）。</p> <p>経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングの豊かな経験と深いグローバルビジネスの知見を持ち、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員（2023年5月までは委員長）として、当事業年度に開催された指名諮問委員会14回、報酬諮問委員会8回の全てに出席しました。</p>
内田 章	社外取締役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しました。</p> <p>経営者としての高い見識と、経理財務部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員（2023年6月からは委員長）及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会14回、報酬諮問委員会8回の全てに出席しました。</p>
浦野 邦子	社外取締役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての高い見識と、大手製造業における生産部門や人事・教育、広報・CSR部門など幅広い経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員（2023年6月からは委員長）として、当事業年度に開催された指名諮問委員会14回、報酬諮問委員会8回の全てに出席しました。</p>

氏名	地位	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
平野 拓也	社外取締役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。</p> <p>経営者としての高い見識と、グローバルIT企業の事業部門における幅広い実務経験を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された指名諮問委員会14回のうち13回に、報酬諮問委員会8回のうち7回に出席しました。</p>
五嶋祐治朗 (注)	社外取締役	<p>取締役会出席状況 11回／11回中</p> <p>当事業年度に開催された就任後の取締役会11回の全てに出席しました。</p> <p>グローバルに活動する大手製造業において、生産や生産技術の現場で長く生産戦略を主導し、CEOとして企業変革や人事改革、新規事業の育成、M&Aなどに取り組んできた豊富な経験と知見を有し、取締役会では、当該観点から積極的に意見を述べており、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会の委員及び報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された就任後の指名諮問委員会10回、報酬諮問委員会8回の全てに出席しました。</p>
高山 靖子	社外監査役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>監査役会出席状況 16回／16回中</p> <p>取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席しました。</p> <p>大手コンシューマー・ビジネス企業におけるCSR担当をはじめとした幅広い実務経験や常勤監査役としての経験、さらに、様々な企業での社外役員としての豊富な経験に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。</p>
大澤 真	社外監査役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>監査役会出席状況 16回／16回中</p> <p>取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席しました。</p> <p>経験豊富な経営者の観点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。</p>
小野 傑	社外監査役	<p>取締役会出席状況 14回／14回中</p> <p>監査役会出席状況 16回／16回中</p> <p>取締役会14回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席しました。</p> <p>弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知見を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識に基づき、取締役会等において当該観点から積極的に意見を述べております。</p>

(注) 取締役 五嶋祐治朗氏については、2023年6月27日の就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しています。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	1億46百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	1億96百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び同条第2項の同意を行っています。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制として、以下のとおり、「YOKOGAWAグループ内部統制システム」を整備しています。

① 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンスの基本原則を『YOKOGAWAグループ行動規範』として、当社の取締役並びにグループ各社の取締役及びこれに相当する者（以下「取締役等」という）は、これを率先し、企業倫理の遵守と浸透にあたる。
- ・ グループを横断するコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のために、企業倫理担当部署を設置する。
- ・ 取締役会における意思決定は、『取締役会規程』及び『意思決定管理規程』に基づいて行なう。社外取締役を含む各取締役は、取締役会を構成する取締役として、他の取締役の業務執行を適切に監督する。監査役は、取締役の職務の執行に対して、『監査役監査基準』及び『監査役会規則』に基づく監査役監査を実施する。
- ・ グループ各社の取締役会及びこれに相当する意思決定機関における意思決定は、当社の規程に準じてグループ各社において策定された規程に基づき行う。当社の監査役は、グループ各社に対して定期的な往査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 『取締役会規程』、『伝達ならびに文書管理規程』及び『文書管理規則』を定め、議事録及び保存すべき情報に関するルールと管理体制を整備する。
- ・ 『グループ情報セキュリティマネジメント規程』及び『インサイダー取引防止に関する規程』を定め、情報の機密性の区分に関するルールと管理体制を整備する。また、グループで業務に従事する者に対して、秘密保持に関する誓約を求める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ グループのリスク管理に関する基本的事項を定め、その活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に『リスク管理規程』を定める。同規程に基づき、リスク管理委員会が、グループとして重点的に管理すべき重大なリスクを選定するとともに、そのモニタリング方法を決定し、取締役会に報告する。代表取締役社長は、リスク管理委員長としてリスク管理の統括責任を負う。
- ・ グループの各組織は、リスクを洗い出し、評価するとともに対処策を立案・実行する。内部監

- 査担当部署は、グループのリスク管理プロセスの有効性を評価し、重要な事項は取締役会及び監査役に報告する。
- ・ 危機事象に対する対応は、『グループ危機管理規程』に定める。代表取締役社長が危機管理委員長として、グループにおいて危機事象が発生した際の情報伝達及び指揮命令を統制し、人的な安全の確保及び経済的な損失の最小化を図る。
- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 『取締役会規程』及び『意思決定管理規程』を定め、取締役会における審議の充実及び経営会議などの取締役会以外の意思決定機関への権限委譲を図る。
 - ・ 全社的な経営目標を定め、目標達成のための取り組みをレビューする。単年度の経営目標については、組織毎に四半期単位でレビューし、年間目標の達成に向けた活動を展開する。取締役会は、これらの経営目標の達成状況の報告を受け、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの活動を指示し、目標達成に向けて全社としての効率性を追求する仕組みを構築するとともに、経営目標の達成状況をリアルタイムで把握・報告・活用するために、経営情報システムの整備に努める。
 - ・ 取締役会の実効性強化を支えるため、取締役会室を設置し、専任者を含む人員を置く。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ グループで業務に従事する者が取るべき行動を、『YOKOGAWAグループコンプライアンスガイドライン』として定め、反社会的勢力とは一切係わり合いを持たず毅然とした対応を取ることを明示する。
 - ・ 代表取締役社長が法令等遵守の重要性を繰り返し伝えるとともに、企業倫理担当部署が中心となってコンプライアンスに関する教育を継続的に展開する。
 - ・ コンプライアンスに関わる問題の通報・相談を受け付ける内部通報・相談窓口に関しては、『YOKOGAWAグループコンプライアンスマネジメント規程』及び『内部通報・相談規則』で定め、適切に運営する。また、その窓口に関して、グループ全体に周知活動を行う。
 - ・ コンプライアンスの徹底状況について、企業倫理担当部署がモニタリングを実施し、重要な事項については取締役会及び監査役に報告する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社はYOKOGAWAグループの最上位規程である『Group Management Standards』(GMS)を定め、各業務プロセスにおける役割及び責任分担を明確にすることにより、自律的統制活動をベースとする内部統制システムの実現を図る。グループ各社に対しては、当社取締役会で決議された内部統制システムの基本方針に基づき、グループ各社のそれぞれの機能、体制に応じた最適な内部統制システムの整備等に関する指導・管理を行なう。グループ各社は、当社に対して自らの取締役等の職務の執行に係る事項を適時・適切に報告する。

- ・ GMSをベースとした内部統制システムの各責任者は、システムの監査機能を有し、グループ各社のシステムが実効性・効率性を確保（維持改善）するよう活動する。重要な事項については、取締役会及び監査役に報告する。内部統制システムのうち、業務の適正性の観点から特に重要なシステムを『企業倫理システム』、『意思決定システム』、『業務マネジメントシステム』、『危機管理システム』及び『監査役監査の環境整備』からなる展開システムとしてまとめ、YOKOGAWAグループ内部統制システムの統括責任体制を定めている。
 - ・ 特に財務報告の信頼性の確保の面では、経理業務の適正を確保するために、『グループ経理規程』をベースとした『会計管理システム』を定め、グループ各社の経理業務を統制する。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況に対する評価と開示の体制を整備する。
 - ・ 『YOKOGAWAグループ内部統制システム』の有効性に関する内部監査は、『グループ内部監査規程』に基づき、内部監査担当部署が実施し、重要な事項については取締役会及び監査役に報告する。
 - ・ 監査役が、グループ会社における重要事項の決定について、直接又は当該グループ会社の監査役から情報を入手し、確認することができる体制とする。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役室を設置し、専任者を含む人員を置く。
- ⑧ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室の人員に関する人事異動は、監査役に事前に了解を求める。
 - ・ 監査役室の人員に関する人事評価は、監査役会が指名する監査役が行う。
- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人並びにグループ各社の取締役等、監査役及び使用人等は、以下に定める事項を監査役に報告する。
 - (a) 法令・定款違反に関する事項
 - (b) 内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
 - (d) 意思決定に関する重要な事項
 - (e) 経営状況に関する重要な事項

- (f) 内部通報制度による通報状況に関する事項
 - (g) その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - ・ 当社及びグループ各社は、当該報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
 - ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査費用その他当社の監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査の実効性を担保するべく適切な金額を当社の予算に計上する。なお、緊急又は臨時に支出した適正費用については、予算の計上にかかわらず事後に償還に応じる。
 - ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会長兼取締役会議長、代表取締役及び経営管理担当役員などのトップマネジメント並びに内部監査・コンプライアンス担当部署を含む本社管理部門の責任者及び会計監査人との定期的な意見交換の場を提供する。また、その他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施できる機会及び環境を適宜提供する。
 - ・ 効率的な監査ができるよう、会計監査人及び内部監査担当部署等との協議又は意見交換の機会を提供する。また、監査の実効性を確保するため、社外取締役等との情報交換及び連携の機会を提供する。
 - ・ 必要に応じて、外部の専門家を任用することができる。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「YOKOGAWAコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、2023年度は定時株主総会終了後、独立社外取締役が取締役会議長を務めました。適切な統制のもとで迅速な業務執行が行われるようにするため、取締役会では内部統制システムやリスク管理体制の整備に関する基本方針を定め、当該体制の運用が有効に行われているかどうか監視・監督し、適切な情報開示に努めました。2023年度は、中期経営計画（AG2023）の最終年度であることから、経営目標の達成に向け、戦略面と共に、環境・社会・ガバナンス面から、YOKOGAWAグループが解決すべき課題を特定し、経営レベルで集中的かつ継続的に議論しました。また、2024年度を開始年度とする新中期経営計画（GS2028 期間：5年）、さらには同年度に予定している指名委員会等設置会社への移行準備に関しても、重点管理項目として、業務執行部門より報告を受けると共に、取締役会においても定期的に議論を重ねました。

上記に併せ、2023年4月4日開催の取締役会で決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき実施した、当期（第148期）における「YOKOGAWAグループ内部統制システム」の運用状況の概要は次のとおりです。

① 法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 持続可能な社会の実現や人権問題、差別の排除など、国際的な視点も考慮し、YOKOGAWAグループ行動規範及びコンプライアンスガイドラインを制定・周知しています。
- ・ 法令及び定款の遵守はもとより、「不正をしない風土」と「不正をさせない仕組み」の維持・向上のために、職場に密着したコンプライアンス推進体制をグローバルに整備し、各組織のコンプライアンス担当者はコンプライアンス意識の浸透・定着に向けた推進活動を展開しています。また、四半期毎に担当者を対象とした情報共有と推進活動の進捗確認の場を設けています。
- ・ コンプライアンス意識の浸透状況を把握し、推進活動に役立てるため、「コンプライアンス意識サーベイ」等を毎年実施し、その結果をYOKOGAWAグループ内で公開・共有するとともに、職場・職位別に分析して、次年度の施策に結びつけています。
- ・ 啓発活動の一環として、毎年各種「コンプライアンス研修」を「Eラーニング」等を通じて全社員に対して実施し、コンプライアンスに関する理解を深めるとともに、YOKOGAWAグループ内で「コンプライアンス週間」を設け、コンプライアンス意識の向上と定着を図っています。
- ・ コンプライアンスに関わる問題点を早期に発見し、不正を未然に防止するため、国内及び海外に社内通報・相談窓口、社外通報・相談窓口を設置し、迅速に対応処理しています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ リスク管理における基本方針や体制等、YOKOGAWAグループのリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」として定め、その活動を円滑かつ効果的に推進しています。
- ・ YOKOGAWAグループの各組織は、自律的なリスク管理活動の一環としてリスクを洗い出し、その重大度を、影響度及び発生可能性の面から評価するとともに、対応策を立案、実行しています。
- ・ YOKOGAWAグループの各組織で重要と考えるリスクを収集し、「事業機会」、「コンプライアンス・危機事象」等の観点から分類するとともに、リスク管理委員会において、重点管理リスクの選定及びモニタリング方法の決定を行い、取締役会に報告しています。
- ・ 2023年度も事業リスク、サイバー攻撃・情報セキュリティリスク及び自然災害・感染症リスク等をその重大度から重点管理リスクに選定し、対策内容や対策の進捗について四半期ごとに確認するとともに、リスク管理委員会でリスクの状況を評価し、その内容を取締役会等に報告しました。
- ・ 原材料費や輸送費の高騰、専用半導体をはじめとする部品の安定的な調達等、継続しているリスクへの対応状況については、月次で取締役会に報告しています。世界各地で発生・継続している地政学リスクに関しても、情報収集を行い関係者間で共有を行うとともに、事象の状況により、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を開催し、対策を検討し対応する体制を採っています。

- ③ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ YOKOGAWAグループの最上位規程である「Group Management Standards」の充実を進め、各業務プロセスにおける役割及び責任分担を明確にし、自律的統制活動及び適切なリスク管理をベースとする内部統制システムへのレベルアップに向けた取り組みを推進しています。
 - ・ 内部監査担当部署は、四半期毎の監査により、各内部統制システム統括部署が、それぞれの重点指標を明確にし、指標の達成状況に応じてPDCAサイクルを回していることを確認しています。
- ④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は、当期の重点監査項目を「中期経営計画AG2023の進捗状況 ①AG2023の経営目標の達成状況と次期中期経営計画・長期経営構想の策定、②全社プロジェクトの進捗状況、③人財の質と量の見える化への対応、④不透明感を増す経営環境への対応」及び「YOKOGAWAグループの内部統制システムの構築・運用状況」と定め、年間活動計画に基づき、監査役監査を実施しました。
 - ・ 監査役は、取締役会議長、代表取締役社長、取締役副社長をはじめ、内部監査担当部署、企業倫理担当部署、法務担当部署及び会計監査人との定期的及び必要に応じた意見交換を行っています。また、必要に応じて取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っています。
 - ・ 常勤監査役は、会計監査人及び内部監査担当部署との三様監査会議を実施し、また、内部監査担当部署とは合同で内部統制システムの監査を行っています。
 - ・ 監査役は、会計監査人との意見交換や、監査役の監査活動の報告をテーマに社外取締役との会議を実施し、連携を深めています。
 - ・ 監査役会として、業務執行側から独立した社外の弁護士事務所と顧問契約を締結し、適宜相談のうえ、助言を得ています。
- ⑤ 指名委員会等設置会社への移行を見据えた内部統制体制の検討
- 当社は、2024年の第148回定時株主総会終了後、指名委員会等設置会社への移行を予定しており、業務執行に関する意思決定権限を取締役会から業務執行部門に大幅に委譲する予定です。このことから、移行後を見据え、監査役会と内部監査部門の連携強化、意思決定の品質強化、迅速化を目指した内部統制体制の強化・効率化等の検討を行い、取締役会に定期的に検討状況の報告を行いました。また、取締役会においても、定期的に移行後の取締役会のあり方について議論しました。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

当社グループは、企業理念を「YOKOGAWAは計測と制御と情報により持続可能な社会の実現に貢献する YOKOGAWA人は良き市民であり勇気をもった開拓者であれ」と定めています。この理念のもとに、健全で利益ある経営・企業活動を継続するとともに、お客様の付加価値向上につながるソリューションサービスの提供を通じて、地球環境保全、持続可能な社会の実現に貢献していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分又は不適當であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討に必要な時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	139,884	支払手形及び買掛金	31,818
受取手形	14,278	電子記録債務	9,657
売掛金	142,569	短期借入金	295
契約資産	85,856	未払金	21,274
商品及び製品	21,719	未払法人税等	9,795
仕掛品	5,857	契約負債	51,588
原材料及び貯蔵品	27,138	リース債務	2,780
その他	24,148	賞与引当金	23,539
貸倒引当金	△6,280	工事損失引当金	8,746
		その他	27,036
流動資産合計	455,173	流動負債合計	186,534
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	24,000
建物及び構築物	47,022	繰延税金負債	3,864
機械装置及び運搬具	10,178	退職給付に係る負債	6,048
工具、器具及び備品	7,261	リース債務	5,808
土地	15,852	その他	1,848
リース資産	10	固定負債合計	41,569
使用権資産	8,598	負債合計	228,103
建設仮勘定	2,113	純資産の部	
有形固定資産合計	91,038	株主資本	
無形固定資産		資本金	43,401
ソフトウェア	17,512	資本剰余金	54,464
のれん	5,971	利益剰余金	303,979
その他	20,283	自己株式	△19,357
無形固定資産合計	43,767	株主資本合計	382,487
投資その他の資産		その他の包括利益累計額	
投資有価証券	65,615	その他有価証券評価差額金	21,953
繰延税金資産	10,526	繰延ヘッジ損益	43
その他	7,337	為替換算調整勘定	32,831
貸倒引当金	△593	退職給付に係る調整累計額	△674
投資その他の資産合計	82,887	その他の包括利益累計額合計	54,154
固定資産合計	217,693	非支配株主持分	8,120
資産合計	672,866	純資産合計	444,763
		負債純資産合計	672,866

連結損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		540,152
売上原価		285,260
売上総利益		254,891
販売費及び一般管理費		176,091
営業利益		78,800
営業外収益		
受取利息	1,887	
受取配当金	957	
為替差益	1,049	
持分法による投資利益	3,163	
雑収入	1,396	8,454
営業外費用		
支払利息	1,179	
貸倒引当金繰入額	54	
支払手数料	305	
雑損失	1,617	3,156
経常利益		84,098
特別利益		
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	16,990	17,030
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	193	
減損損失	11,473	
投資有価証券評価損	1,041	
関係会社出資金売却損	259	
退職給付制度終了損	107	
事業構造改善費用	283	13,368
税金等調整前当期純利益		87,760
法人税、住民税及び事業税	22,531	
法人税等調整額	△763	21,768
当期純利益		65,992
非支配株主に帰属する当期純利益		4,306
親会社株主に帰属する当期純利益		61,685

計算書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	24,300	電子記録債務	1,697
電子記録債権	65	買掛金	7,789
売掛金	48,762	短期借入金	8,910
契約資産	29	未払金	14,747
商品及び製品	1,183	未払費用	1,592
仕掛品	161	未払法人税等	1,341
原材料及び貯蔵品	586	契約負債	989
前払費用	1,811	預り金	240
短期貸付金	45,271	賞与引当金	4,398
未収入金	21,784	その他	3,041
その他	688		
貸倒引当金	△1,749	流動負債合計	44,748
流動資産合計	142,896	固定負債	
固定資産		長期借入金	24,000
有形固定資産		繰延税金負債	4,827
建物	20,843	その他	777
構築物	670	固定負債合計	29,604
機械及び装置	323	負債合計	74,353
工具、器具及び備品	3,181	純資産の部	
土地	8,208	株主資本	
建設仮勘定	109	資本金	43,401
その他	8	資本剰余金	54,514
有形固定資産合計	33,345	資本準備金	36,350
無形固定資産		その他資本剰余金	18,164
ソフトウェア	15,117	利益剰余金	142,695
ソフトウェア仮勘定	13,720	その他利益剰余金	142,695
借地権	902	固定資産圧縮積立金	1,019
その他	411	繰越利益剰余金	141,676
無形固定資産合計	30,152	自己株式	△19,357
投資その他の資産		株主資本合計	221,253
投資有価証券	43,257	評価・換算差額等	
関係会社株式	51,221	その他有価証券評価差額金	22,077
関係会社出資金	14,086	評価・換算差額等合計	22,077
差入敷金保証金	115	純資産合計	243,330
長期金融資産	1,924	負債純資産合計	317,683
その他	774		
貸倒引当金	△90		
投資その他の資産合計	111,289		
固定資産合計	174,787		
資産合計	317,683		

損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		141,035
売上原価		64,607
売上総利益		76,427
販売費及び一般管理費		62,714
営業利益		13,713
営業外収益		
受取配当金	38,248	
諸施設貸貸収益	2,693	
雑収入	1,209	42,152
営業外費用		
支払利息	886	
諸施設貸貸費用	2,452	
為替差損	25	
貸倒引当金繰入額	867	
雑損失	697	4,930
経常利益		50,934
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	16,756	
関係会社出資金売却益	94	16,852
特別損失		
固定資産除却損	138	
減損損失	17	
投資有価証券評価損	1,041	
関係会社株式評価損	5,157	6,355
税引前当期純利益		61,431
法人税、住民税及び事業税	5,196	
法人税等調整額	△82	5,113
当期純利益		56,318

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

横河電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	波多野 伸治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒崎 進之介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、横河電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横河電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

横河電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	波多野 伸治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒崎 進之介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横河電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を交えながら意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

横河電機株式会社 監査役会

常勤監査役	渡辺	肇 ^印
常勤監査役	長谷川	健司 ^印
社外監査役	高山	靖子 ^印
社外監査役	大澤	真 ^印
社外監査役	小野	傑 ^印

以上

【ご参考】

YOKOGAWA Topics

2023年4月～2024年3月の当社グループの活動の中から主なものをご紹介します。 ※日付は発表月です

各トピックスの詳細については、当社ウェブサイトのプレスリリースをご参照ください。
<https://www.yokogawa.co.jp/news/>



提携・買収・譲渡

9月	【横河デジタル／ALGO ARTIS】横河デジタルと計画最適化AIソリューションを提供する株式会社ALGO ARTISが資本業務提携
11月	【TECO 2030／横河電機】TECO 2030と横河電機が水素燃料電池の産業用途の活用に関する資本業務提携契約を締結
2月	つばめBHBに出資、業務提携に関する覚書を締結 ～アンモニア製造に関するソリューションの共同開発などを検討～ インドの流量計メーカーAdept Fluidyneを買収

研究開発・製品・ソリューション

6月	【横河計測】高性能光スペクトラムアナライザ「AQ6370E」発売 
9月	プラントデータ変換プラットフォームOpreX Data Model Brokerを機能強化
12月	【日揮グローバル／横河電機】日揮グローバルと横河電機が月面プラント向け超遠隔通信に対応する制御システムの共同開発契約を締結
12月	【NEDO／高砂ケミカル／田辺三菱製薬／コニカミノルタケミカル／横河ソリューションサービス／テックプロジェクトサービス／大成建設／島津製作所／三菱化工機／産総研】連続生産方式による医薬品製造設備の構築、実証試験に成功
1月	CellVoyager High-Content Analysis System CQ3000を開発
2月	プロセス製造業の脱炭素経営を支援するOpreX Carbon Footprint Tracerサービスを発売

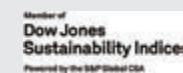
受注

9月	オーストラリア商用グリーン水素プロジェクト「ユリ」のエネルギー管理システムを受注 P.75 サステナビリティへの取り組み&ピックアップご参照
9月	【ロッテルダム港湾公社／横河電機】ロッテルダム港湾公社と横河電機がエネルギーや資源の有効利用に向けた産業間連携の調査を開始
10月	ポーランド最大のごみ焼却発電所で効率改善によりごみ焼却量を最大で年間5,500トン相当 増加 P.75 サステナビリティへの取り組み&ピックアップご参照
12月	【コスモ石油／横河電機】コスモ石油とYOKOGAWAグループが製油所デジタル化に関する検討を開始
2月	国内最大規模の洋上風力発電所である「石狩湾新港洋上風力発電所」に遠隔操作監視システムおよび映像監視ソリューションを提供

その他

4月	オープンイノベーション推進企業として知財功労賞の「特許庁長官表彰」を受賞
5月	【防災科研／東大地震研／横河電機】国産のシリコン振動式の水圧計で深海での海面変動の観測に成功
10月	ブロックチェーンを活用した持続可能な航空燃料（SAF）購入プログラム「Avelia」に参画

主要インデックスで高評価継続（MSCI ESGレーティングで初のAAA獲得、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・ワールド・インデックス（DJSI World）の構成銘柄に2年連続選定、CDP気候変動・水セキュリティにおいてAスコア獲得）



【ご参考】

サステナビリティへの取り組み&ピックアップ

ポーランド最大のごみ焼却発電所で効率改善によりごみ焼却量を増加

ヨコガワ・ポーランドがポーランドのクラクフ市営会社が運営するKrakow WTE plant（クラクフごみ焼却発電所）に、横河電機の子会社で廃棄物・バイオマス発電や地域暖房の効率改善ソリューションを提供するDublix Technology ApS（デュブリックス・テクノロジー）の燃焼制御ソリューションを納品し、ごみ焼却量を2.5%（最大で年間5,500トン相当）向上することに成功しました。同社のソリューションは、燃焼を常に安定化させることで、プラントが持つ能力を最大限に発揮して生産する電力および地域暖房のエネルギー量を増加させるほか、焼却量を増やします。今後も、当社独自の高度な技術と、付加価値の高いソリューションにより、世界中のお客様の収益改善支援や、サステナビリティ課題の解決に寄与していきます。

オーストラリア商用グリーン水素プロジェクト「ユリ」のエネルギー管理システムを受注

ヨコガワ・オーストラリアが、Monford Group（モンフォード・グループ）からオーストラリアの商用グリーン水素プロジェクト「ユリ」の初期フェーズでのエネルギー管理システムを受注しました。プロジェクト「ユリ」では、太陽光発電設備で発電した再生可能エネルギーと定置用蓄電池システムを利用して、生産過程でもCO₂を排出しないグリーン水素を製造します。横河電機の子会社であるPXISE Energy Solutions LLC（パイス・エナジー・ソリューションズ社）のソリューションと、既に選定されている当社の統合制御システムを連携させることで、自律的に再生可能エネルギーの生産を管理し、質が高く安定した電力を供給します。複数のシステムを有機的につなぐことのできる当社の強みを生かすことにより、全体最適の価値を生み出す「System of Systems (SoS)」の実現を目指します。



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	6月		
基準日	定時株主総会および期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 その他、必要がある場合は、あらかじめ 公告します。	お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-288-324 (土・ 日・祝日を除く 9:00~17:00) 電子提供制度専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-524-324 (土・ 日・祝日を除く 9:00~17:00)
単元株式数	100株	お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできま せんのでご了承ください。
上場証券取引所	東京証券取引所 プライム市場	未払配当金の お支払	みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 株式会社みずほ銀行 本店および全国各支店
株主名簿管理人 および 特別口座の管理機関	〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社	公告方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によ って電子公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して公告します。
お取扱窓口	証券会社等に口座をお持ちの場合、住所変 更や買取請求等株主様の各種お手続きは、 原則として口座を開設されている証券会社 等経由で行っていただくこととなりますの で、ご利用の証券会社等へご連絡をお願い いたします。 証券会社等に口座をお持ちでない場合（特 別口座の場合）、右記のお取扱店にてお取 次いたします。 なお、支払明細の発行に関するお手続きに つきましては、みずほ信託銀行の右記連絡 先にお問い合わせください。		

株主総会会場ご案内図



横河電機株式会社

〒180-8750 東京都武蔵野市中町二丁目9番32号

TEL 0422-52-5555

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。